

令和4年度 第1回宮崎県青少年健全育成審議会 議 事 録

1 審議会の日時 令和4年5月24日（火）午後2時～午後3時30分

2 場 所 防災庁舎74号室

3 委員の現在数 18名

4 出席した委員 委 員 佐保 忠智
委 員 岩切 承自
委 員 栗戸 節子
委 員 野村 美智子
委 員 矢方 幸
委 員 高見 公子
委 員 後藤 幾子
委 員 片江 豊春
委 員 青山 桂子
委 員 松原 宗一
委 員 河村 敏行
委 員 後藤 寛明
委 員 横山 隆
委 員 永友 郁子
委 員 湊 正
委 員 田崎 佐市
委 員 黒木 守 (17名)

5 欠席した委員 委 員 酒井 公昭 (1名)

6 審議会の経過

(1) 定足数報告

事務局から、出席委員数が17名であることを確認し、「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」（以下「条例」という。）第26条第9項に規定する定足数を満たしている旨を報告。

(2) 審議事項

ア 令和3年度事業実績について

事務局から、令和3年度事業実績について報告があった。

主な質疑、意見は次のとおり。

委員：一斉立入調査について、時間と労力を割いているが、むしろ啓発活動の方に力をいれていただきたいと思うがいかがか。

事務局：一斉調査については、有害図書の陳列方法等を店長が認識していないケースもあるので、成人コーナーを設ける等の啓発活動も行っているところである。

委員：できるだけ青少年の面前に有害な環境が無いという環境があったほうが良いと考える。もし有害図書を設置するなら、当然、区分陳列や年齢確認をしっかりと行うという対応を店にしてもらうことを啓発するという意味はあると思う。

委員：フィルタリングの啓発活動はどのようになっているか。

事務局：「宮崎県青少年安心ネット環境づくり推進協議会」で携帯電話各社が18歳以下の使用者にフィルタリングソフトの提供をしている。県においてフィルタリングソフトの強制は現状では困難な状況にあるが、関係団体と協力して、携帯電話各社等が行っている啓発事業をワンストップ化して見るようなホームページの構築ができないか検討している。

委員：警察では情報モラル教室を小中高校で実施している。その他、フィルタリングについては、法律で義務づけられていることから携帯電話各社に対して要請を行っているところである。

イ 令和4年度事業計画について

事務局から、令和4年度事業計画について説明があった。

主な質疑、意見は次のとおり。

委員：保護者に対する啓発活動について、子ども、児童生徒の指導というのは、対象の子どもだけでなくその保護者に対するお願いを併せて行うのが必要であり、非常に大事なことで考えている。

委員：メディア安全指導員について、宮崎市では宮崎市教育委員会の方で、小・中学校でメディア安全指導員を活用するという方針になっているが、他の地域での活用が少ない。今の子どもたちはメディアと切り離

せない生活を送っており、親もゲーム世代であることから、そういった世代に対してもメディア安全指導員の活用を県からそれぞれの教育委員会に働きかけを行ってほしい。

事務局：県内の各市町村に対するメディア安全指導員の活用について、宮崎県青少年育成県民会議と連携して取り組んでいきたいと考えている。

委員：子どもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。メディアの取扱いについて認識の低い家庭も多いのではないかと思うので、学校や外部団体からの専門的かつ具体的な指導や周知は必要だと考える。

委員：メディアの使い方がどのように子どもの心や体に影響するかについて考えていただきたいと思う。

委員：コロナで休校になる等、子どもたちが一人になる時間が増えたという状況があると思うが、メディアとの付き合い方で悩む家庭も増えたのではないかと思う。今年度の事業計画では、立入調査や有害図書が主軸にあるように思うが、時代の変容、子どもたちの生活の変容に応じて事業を組み立て直すというところが必要かと感じる。メディアに対していかに対応するかという点に配慮していくことが大切かと思う。

委員：令和3年度と令和4年度の議事については、当審議会としては了承ということで終了する。様々な意見希望について、事務局で精査してもらい、今後の事業に活かせるものがあれば、活かすという方向で検討してもらいたい。

事務局：承知した。

以上により閉会。